

パブリックコメントの実施結果について

【 1 】交通バリアフリー全体構想改訂の経過

平成 26 年 7 月 24 日 第 1 回バリアフリー検討委員会

・・・バリアフリー化の現状や見直しの方向性



10 月 30 日 第 2 回バリアフリー検討委員会

・・・重点整備地区の見直し(案)について



【パブリックコメント】



平成 27 年 2 月 10 日 第 3 回バリアフリー検討委員会・・・全体構想(案)について



全体構想(改訂版)の策定



平成 27 年度から全体構想に基づき、新たに重点整備地区に位置付けた 3 地区について、駅の状況や関係機関との協議状況等を勘案し、順次地区別の基本構想策定に着手する予定。

【 2 】パブリックコメントの実施結果について

実施期間

・平成 26 年 12 月 5 日(金)から平成 27 年 1 月 9 日(金)まで

周知方法

- ・市政だより、ホームページへの掲載
- ・主な市公共施設、JR 六地蔵・木幡・黄檗駅、近鉄大久保駅・伊勢田駅・小倉駅へ配架
- ・障害者団体や宇治支援学校、商工関係団体へのパブリックコメント実施についての案内

提出された意見

- ・提出者数：10 人
- ・意見数：19 件

意見の概要と宇治市の考え方

- ・資料 2 - 2 「宇治市交通バリアフリー全体構想改訂版(素案)に関するパブリックコメントの意見概要および市の考え方について」

【3】交通バリアフリー全体構想改訂版（案）について

「宇治市交通バリアフリー全体構想改訂版（素案）」について、パブリックコメントや関係機関意見聴取を実施した結果、以下の部分について変更を行い、交通バリアフリー全体構想改訂版（案）を作成しました。

	番号	意見の概要	変更内容	本編
パブリックコメント	1	小倉駅周辺地区について、今の全体構想にはJR小倉駅が地区に含まれていないが、今回の見直しでは地区に含まれている。 (資料2-2・意見No3)	本編P4「全体構想改訂の背景と目的」の本文中に「 <u>当時の国の基本方針に基づき特定旅客施設である12駅を対象に市内を7地区に分類して～</u> 」と文章を追加。 本編P10「(1)市内の旅客施設」の本文中「～3,000人以上の乗降があり、その内、特定旅客施設は13駅存在します。」を「 <u>～3,000人以上の乗降があります。</u> 」に修正。 また、語句説明に特定旅客施設の詳細を記述。	P4 P10 P26
	2	小倉駅周辺地区をなぜ「重点整備地区」としなかったのか、「駅の利便性向上等を検討する地区」とする理由がわかりにくい。 (資料2-2・意見No4～7)	小倉駅周辺地区の本文中に、「 <u>バリアフリー新法の基準に基づいた駅構内の移動円滑化が完了していること、地下通路が駅構外にあることから、バリアフリー新法の枠組みでの対応は難しく、</u> 」と文章を追加。	P21
	3	近鉄小倉駅のバリアフリー化が終わっているのかよくわからない。 (資料2-2・意見No8)	P10の「(2)旅客施設のバリアフリー化状況」に「 <u>14駅のうち、バリアフリー新法に基づいた円滑な移動経路の確保ができていない駅は赤枠の4駅です</u> 」と文章を追加。	P10
関係機関	4	P4の10行目の本文は駅利用者5,000人以上の駅数でなく、国の基本方針の3,000人以上の駅数にした方がわかりやすい。	「～そのうち1日当たりの駅利用者が5,000人を超える駅は12あります。」を「 <u>全ての駅で1日当たりの駅利用者が3,000人を超えています</u> 」に修正。	P4